

下請中小企業振興法に基づく現行振興基準の概要

平成 25 年 9 月
中小企業庁取引課

下請中小企業振興法第 3 条第 1 項の規定により「下請事業者と親事業者のよるべき一般的基準」を定めたもの。

振興基準では、下請中小企業の振興を図る観点から、下請事業者の努力義務に関する事項や親事業者の協力に関する事項等を規定。

主務大臣は必要に応じて、振興基準に基づき、下請事業者又は親事業者に対し指導・助言を行う。

＜現行振興基準の具体的内容＞

① 下請事業者の生産性の向上及び製品等の品質の改善

下請事業者が努力すべき事項として、生産性の向上や製品等の品質の向上について記載。

② 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善

親事業者が遵守すべき事項として、下請事業者との取引における発注分野の明確化、長期発注計画の提示及び発注契約の長期化、発注の安定化、納期、納入頻度の適正化等について記載。

③ 下請事業者の施設等の導入、技術の向上、事業の共同化

下請事業者が努力すべき事項として、高性能設備の導入、研究開発の推進、効果的な経営手法の採用等について記載。

④ 対価の決定方法、納品の検査方法その他取引条件の改善

親事業者が遵守すべき事項として、取引対価や納品検査の方法等について下請事業者と親事業者が協議を行い決定すべきこと等について記載。

⑤ 下請事業者の連携の推進

下請事業者が努力すべき事項として、施設等の導入、技術の向上等を効率的に推進するため、事業協同組合による組織化等を積極的に進めるべきこと等について記載。

⑥ その他

親事業者は、下請事業者との取引等に際し、下請事業者の自主性を尊重すべきこと、工場移転等の事業再編に当たって必要な情報を下請事業者に逐次提供しつつ下請事業者の要請に応じ支援を行うべきこと等について記載。

下請中小企業振興法（抄）

（昭和四十五年十二月二十六日）
（法律第百四十五号）

（振興基準）

第三条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

2 振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項
- 二 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善に関する事項
- 三 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項
- 四 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項
- 五 下請事業者の連携の推進に関する事項
- 六 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

3 経済産業大臣は、振興基準を定めたときは、遅滞なく、その要旨を公表しなければならない。

（指導及び助言）

第四条 主務大臣は、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、振興基準に定める事項について指導及び助言を行なうものとする。

（主務大臣等）

第十三条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 第四条の規定による指導又は助言については、当該下請事業者又は親事業者の事業を所管する大臣とする。
- 二 第五条第一項、第六条若しくは第七条第一項の規定による承認、同条第二項の規定による承認の取消し又は第十条の規定による報告の徴収については、当該振興事業計画に従つて振興事業を実施すべき事業者の事業を所管する大臣とする。

2 経済産業大臣は、振興基準を定めようとするときは、下請事業者及び親事業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かななければならない。